

公益社団法人北海道倶楽部 定款付属規程

理事会
平成 26 年 4 月 30 日 (作成)
平成 26 年 8 月 29 日 (改正) 第 5 条 3 項追加
令和 2 年 4 月 30 日 (改正) 第 6 条を第 8 条と変更し、
第 6 条と第 7 条を追加し附則に適用時期記載

公益社団法人北海道倶楽部

公益社団法人北海道倶楽部 定款付属規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人北海道倶楽部の定款において理事会が別途定めるとされる以下の規定のほか、理事会の決議について基準となるべき事項を定める。

- (1) 定款6条第1項第4号に定める賛助会員に関する規定
- (2) 定款36条第2項に定める評議員会に関する規定及び定款第39条第3項に定める部会及び関連する規定
- (3) 定款第5章及び第6章に定める評議員、名誉会長、相談役、顧問、参与及び部会の構成員に関する規定

(賛助会員)

第2条 賛助会員は正会員、登録会員、維持会員以外の者で当法人の公益事業等に対し寄附若しくはその他の協力を期待できる個人、法人又は団体で、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。なお、任期は設けず、理事会は決議によっていつでも解任することができる。本人は辞任届を提出することによりいつでも辞任することができる。

2 賛助会員は、理事会の求めに応じ、この法人の公益事業に寄附するほか公益事業を補佐することを期待される。但し、これらは自らの発意でなされるもので、一切の義務のない、いわゆるボランティアである。

3 賛助会員の会費は、寄附金として扱う。

(部会構成員の職務)

第3条 定款第39条第3項に定める部会の構成員(以下「部会幹事」と称する。)は、この法人の公益事業執行のため会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 部会幹事は部会を組織し、理事会の求めに応じ、理事会及び理事の指揮及び監事の監査の下で、この法人の理事の業務執行を補佐する。

(陪席)

第4条 評議員会及び部会には理事及び監事のほか、理事長の指名する者が陪席できる。

(推薦及び選任基準、退任、解任)

第5条 理事会が第1条第4項に定める評議員、名誉会長、相談役、顧問、参与を推薦するとき及び部会の構成員を選任するときには、他の会員と協調し、友好的かつ円満に公益社団法人北海道倶楽部の公益事業に協力出来ること、近い将来に退会などにより会員資格を喪失することが想定されないことに加え、それぞれ以下の各号に適合することを基準とする。

- (1) 評議員は正会員若しくは登録会員の中から、この法人と公益事業に対する過去の貢献度、今後の貢献に対する期待及び内外からの社会的評価を総合的に勘案し推薦するものとする。なお、登録会員の場合は、推薦元の維持会員においてもこの基準に適合していることを要する。
- (2) 名誉会長はこの法人の会長及び理事長経験者から、前号の基準に社会的著名度のあることを要件に加え選考するものとする。
- (3) 相談役は各分野で高い識見を持ち、高い地位を経験した正会員若しくは登録会員の中から、第1号の基準に準じ推薦するものとする。
- (4) 顧問は各分野での豊富な識見を持っている正会員若しくは登録会員の中から、第1号の基準に準じ推薦するものとする。
- (5) 参与は長期在籍の正会員若しくは登録会員の中から、第1号の基準に準じ推薦するものとする。
- (6) 部会幹事は正会員、登録会員若しくは賛助会員の中から当法人の公益事業等に対し実務的協力を期待できる会員を選任する。

2 評議員、名誉会長、相談役、顧問、参与及び部会幹事は辞任及び定款の定めにより会員資格を失ったとき退任するほか、下記各号に該当する場合に理事会の決議によって解任することが出来る。

- (1) 前項の選任基準を満たさないこととなる場合
- (2) 評議員、名誉会長、相談役、顧問、参与及び部会の構成員としてふさわしくない場合

3 任期を統一するため評議員、名誉会長、相談役、顧問、参与を補充その他により不定期に推薦し委嘱する場合、本人の承諾を得て任期を選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時会員総会の終結の時までとすることが出来る。

4 名誉会員に関する規定は定款の他、理事会でその都度個別に決議する。

(会長若しくは理事長の評議員会議長代行)

第6条 任期終了などにより、評議員会議長若しくは副議長が選任されていないときは、会長若しくは理事長が評議員会議長を代行する。

(電子的方法による評議員への連絡と評議員会の開催)

第7条 会長及び理事長若しくは評議員会議長が必要と認めるときは、評議員会を電子的な方法を用いて開催することが出来る。

2 前項の場合、電子メール等の電子的方法により評議員に評議員会の開催を連絡し、倶楽部のHP上に議案を掲載する。評議員は電子的方法によりその意見と議案に対する一括した賛否を送信する。

3 電子的方法での連絡等が困難で、電子的開催の評議員会に参加出来ない評議員は、郵送等での連絡と参加方法を登録し、その登録した方法により、連絡と参加をする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附則 1. この規程は、遡って平成26年3月5日から施行する。

2. 第6条と第7条は令和2年4月30日に理事会決議により追加したものであるが、令和2年1月1日より遡って適用する。